

美濃白川DX戦略にかかる包括連携協力に関する協定書

白川町(以下「甲」という。)とリコージャパン株式会社(以下「乙」という。)は、美濃白川DX戦略にのっとり、「行政・暮らし・地域経済と産業・安心安全」の各分野において、もち得る資源を有効に活用し、相互連携と協力のもと、白川町におけるDXに向けた取り組みを進めていくため、次のとおり美濃白川DX戦略にかかる包括連携協力に関する協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 甲及び乙は、相互の人的・知的資源を活用し、密接な連携をとり協働してDXを推進することにより、白川町における諸課題の解決と持続可能な社会づくりを図ることを目的とします。

(連携協力内容)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、それぞれ関係法令・規制等の範囲内で次の事項について連携協力する。

- (1) デジタル技術を活用した住民サービスの向上に関すること
- (2) デジタル技術を活用した行政事務の効率化に関すること
- (3) デジタル人材の育成に関すること

2 甲及び乙は、前項各号にかかる取り組みについて、効率的かつ具体的に進めるため、必要に応じて協議を行うこととする。

(協定期間)

第3条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間満了の1か月前までに、甲乙いずれかから申し出がない場合は、本協定の有効期間の満了の日から1年間更新するものとし、以後も同様とする。

(信義誠実の尊重)

第4条 甲及び乙は、相互に協力し、誠実に本協定内容を履行するものとする。

(守秘義務)

第5条 甲及び乙は、本協定に基づく連携・協力に当たり知り得た非公開にすべき情報を、第三者に対して開示し、又は遺漏してはならない。

(雑則)

第6条 本協定に定めるもののほか、連携実施に関し必要な事項及び疑義が生じ

た事項については、甲乙双方がその都度協議して決める。

本協定の締結の証しとして、本書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年9月18日

甲：岐阜県加茂郡白川町河岐715

白川町長

佐伯正貴

乙：岐阜県岐阜市鏡島南二丁目13番地3

リコージャパン株式会社 岐阜支社

伊本宗利